

○国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター利用細則

[平成 25 年 7 月 24 日]
医学医療系部局細則第 8 号

改正 平成 26 年医学医療系部局細則第 5 号

国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター利用細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター細則第6条の規定に基づき、生命科学動物資源センター（以下「センター」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用)

第2条 センターを利用することができる者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 筑波大学の学生

(2) 国立大学法人筑波大学の職員

(3) その他センターの長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、センターにおいて動物実験を希望する者は、あらかじめ、国立大学法人筑波大学動物実験取扱規程（平成17年法人規程第50号）に規定する所定の手続を経なければならない。

(利用の許可)

第3条 センターの利用を希望する者は、別に定める利用申込書をセンター長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可の取消等)

第4条 センター長は、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、利用の途中であっても、当該許可を取り消すことができる。

(1) センターの運営に支障を生じさせたとき。

(2) この部局細則又は許可条件に違反したとき。

(3) 動物実験に係る法令、指針等に違反したとき。

(利用状況の報告)

第5条 センター長は、必要に応じ、利用者に対し、利用状況の報告を求めることができ

る。

- 2 利用者は、センターを利用した研究等の成果について、論文等により公表するときは、当該論文等にその旨を明記しなければならない。

(利用者の義務)

第6条 利用者は、施設及び機器等を常に良好な状態に保つよう努めなければならない。

- 2 利用者の故意又は過失により、施設及び機器等を滅失し、毀損し、又は汚染したときは、その損害に相当する経費を弁償しなければならない。

(経費の負担)

第7条 利用者は、センターの利用に当たり、別表に掲げる経費を負担するものとする。

(雑則)

第8条 この部局細則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この部局細則は、平成25年7月24日から施行し、平成25年4月1日から適用する。ただし、第7条の規定は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 国立大学法人筑波大学生命科学動物資源センター利用細則（平成17年人間総合科学研究科部局細則第2号）は、廃止する。ただし、第7条の規定は、平成25年9月30日までなおその効力を有する。

附 則（平26. 7. 23 医学医療系部局細則第5号）

この部局細則は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第7条関係）

センター利用経費負担額

経 費	金 額 (円)	備 考
マウス飼育経費	39	1ケージ(7匹)・1日あたり
ラットA飼育経費	35	1ケージ(3匹)・1日あたり
ラットB飼育経費	48	1ケージ(3匹)・1日あたり
モルモット飼育経費	53	1ケージ(3匹)・1日あたり
ウサギ飼育経費	53	1ケージ(1匹)・1日あたり
イヌ飼育経費	400	1ケージ(1匹)・1日あたり
サル飼育経費	400	1ケージ(1匹)・1日あたり
ヒツジ・ブタ飼育経費	400	1ケージ(1匹)・1日あたり
胚操作経費	30,000	1件あたり
微生物クリーニング経費	10,000	1匹あたり
微生物検査経費 (マウス・ラット)	2,300	1匹あたり
細胞検疫経費	20,000	1件あたり
動物実験専有スペース使用料	1,000	1m ² ・1月あたり
センター登録料 (大学教員)	10,000	1年間
センター入館カード発行料	1,000	1件あたり